

平素は当社発行の書籍をご活用いただきまして誠にありがとうございます。

下記の通り訂正してお詫び申し上げます。

平成25年11月26日

	誤	正	更新日
P89	■資産の譲渡等の時期 3. 棚卸資産 ●土地等の場合	の説明文を下記に差し替え	11月26日
	棚卸資産が土地又は土地の上に存する権利であり、その引渡しの日がいつであるかが明らかでないときは、次に掲げる日のうちいずれか早い日にその引渡しがあったものとすることができます。 (1)代金の相当部分(おおむね50%以上)を収受するに至った日 (2)所有権移転登記の申請(その登記の申請に必要な書類の相手方への交付を含む。)をした日		

その他新たに誤表記が判明しました際には当社ホームページ内
(<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html/>)に掲載させていただきますのでご了承下さい。
今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。